

タバコは決められた場所で

武蔵嵐山駅周辺での路上喫煙が禁止になります



10月1日より、「嵐山町ほい捨てゼロできれいな町づくり条例」の施行に伴い、武蔵嵐山駅周辺の「喫煙等強化区域」では、指定喫煙所以外は禁煙になります。喫煙をされる方は、武蔵嵐山駅西口・東口の「指定喫煙所」をご利用ください。また、喫煙等強化区域で路上

等喫煙・ごみのポイ捨てを行い、指導・勧告等に従わない者は1万円以下の過料の対象となります。過料の適用は平成31年4月1日からとなります。※「路上等喫煙」とは、道路、公園、広場、その他屋外の公共の用に供する場所において喫煙することです(自動車内

での喫煙は除く)。
 問合せ 環境課 環境担当
 ☎62-0719

「彩の国動物愛護推進員」を公募します

動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間 9月3日(月)～11月30日(金)

活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- 動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う政策への協力

申込方法等 県ホームページ、または各保健所、県動物指導センターの窓口を設置する募集要項をご覧ください。

問合せ 県保健医療部 生活衛生課 総務・動物指導担当
 ☎048-830-3612



犬の飼育のルールについて

犬の飼育のルールについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、次のとおり明記されています。

放し飼いや散歩で放すことの禁止

柵に囲まれた自己の敷地内や

屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。つないで飼う場合は場所と網の長さに気を配る

つないで飼う場合には、人に危害を与えるおそれのないように注意しましょう。

周辺地域の住民や環境への配慮

鳴き声や毛の飛散、排泄物の放置などで地域に迷惑をかけるはいけません。また、塀や電柱等への放尿跡(マーキング)などは、水で流すなどマナーに注意してください。

散歩のときの安全確保

散歩は必ずリードを付け、犬を制御できる人が行い、時間帯や場所に配慮しなければなりません。長すぎるリードでの散歩は、犬にも人にも危険です。

適正なしつけ

社会を受け入れられるようなしつけをし、特に静止(マテ)ができるようにしなくてはなりません。また、呼び戻し(オイデ)ができること、いざというときに役立ちます。

飼育犬の性質や特性を知る

飼育犬の性質や特性をよく理解し、事故を起こさないように注意しなくてはなりません。

問合せ 環境課 環境担当
 ☎62-0719

都市計画に関する公聴会を開催します(嵐山町決定)

嵐山町が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、

縦覧期間 9月4日(火)～18日(火) 8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)

縦覧場所 まちづくり整備課 ※原案は町ホームページでもご覧いただけます。

対象 花見台地区及び杉山地区の各地区計画区域内の土地所有者及び利害関係人

提出先 まちづくり整備課

提出期限 9月25日(火) 17時15分まで(必着)

問合せ まちづくり整備課 開発担当 ☎62-0721

まちづくり整備課

都市計画に関する公聴会を開催します(嵐山町決定)

まちづくり整備課

嵐山町が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、

縦覧期間 9月4日(火)～18日(火) 8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)

縦覧場所 まちづくり整備課 ※変更原案は町ホームページでもご覧いただけます。

内容 東松山都市計画用途地域の變更原案、東松山都市計画防火地域及び準防火地域の變更原案、東松山都市計画下水道の變更原案

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

対象 嵐山町に住所がある個人及び法人

提出方法 9月18日(火)17時15分までに閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、まちづくり整備課へ持参または郵送(必着)。

その他

- 公述希望者が多い場合は、選定することがあります。

まちづくり整備課

都市計画に関する公聴会を開催します(埼玉県決定)

まちづくり整備課

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

日時 10月16日(火) 14時～

場所 役場町民ホール

内容 東松山都市計画区域区分の變更

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

対象 東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町に住所がある個人及び法人

提出方法 9月18日(火)17時15分までに閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、まちづくり整備課または埼玉県都市計画課(〒330-19301 所在地記入不要)へ持参または郵送(必着)。

その他

- 公述希望者が多い場合は、選定することがあります。
- 公述時間は一人あたり、おおむね10分以内となります。
- 申し出がない場合は、公聴会は中止となります。
- 傍聴を希望する方は、9月25日(火)以降にまちづくり整備課にお問い合わせください。

問合せ 埼玉県都市計画課 ☎048-830-5341

まちづくり整備課 開発担当 ☎62-0721

まちづくり整備課

都市計画の変更の構想(原案)の閲覧

期間 9月4日(火)～9月18日(火) 8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)

場所 埼玉県都市計画課、東松山市都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課、埼玉県東松山県土整備事務所

※変更原案については、9月4

まちづくり整備課

都市計画の変更案を縦覧します(吉見町決定)

まちづくり整備課

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

縦覧内容 「東松山都市計画ごみ焼却ごみ処理場」の変更案(吉見町決定)

縦覧期間 9月7日(金)～21日(金) 8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)

縦覧場所 まちづくり整備課、吉見町まち整備課他9市町村 ※原案については吉見町ホームページでもご覧いただけます。

対象 嵐山町、吉見町、東松山市、滑川町、桶川市、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村、鴻巣市及び北本市の住民及び利害関係人

提出先 まちづくり整備課、吉見町まち整備課

提出期限 9月21日(金) 17時15分まで(必着)

問合せ 吉見町まち整備課 ☎63-5018

まちづくり整備課 開発担当 ☎62-0721